

5 計画の策定に当たり意見等を聴取した委員会など

この計画の策定に当たっては、知事を本部長として庁内の部局長等で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」及び関係課室長等で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部部会」のほか、庁外の学識経験者、市町村関係者、子ども・子育て団体関係者、子育て中の県民などで構成する「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」における意見、議論、検討、提言などを基に策定されました。

(1) 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部

宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県の次世代育成支援及び少子化への対策を総合的に推進するため、宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策及び少子化対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策及び少子化対策の実施推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員で構成する。

- 2 本部長は知事とし、副本部長は副知事とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者を充てる。
- 4 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 6 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第4条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の会議に付すべき事項について、必要に応じて事前に審議するとともに、本部長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者を充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を統括し、幹事会を代表する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

(部会)

第5条 個別的事項を調査検討するため、幹事会の下に部会を置く。

- 2 部会の設置は、幹事長が幹事会に諮り、決定する。
- 3 部会の部会長及び部会員は、調査検討事項に関係する課室長及び地方機関の長とし、幹事長が指名する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、保健福祉部子育て社会推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	公営企業管理者 総務部長 復興・危機管理部長 企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農政部長 水産林政部長 土木部長 出納局長 教育長 警察本部長
----	--

別表2 (第4条関係)

幹事長	保健福祉部副部長
幹事	人事課長 復興・危機管理総務課長 企画総務課長 環境生活総務課長 保健福祉総務課長 経済商工観光総務課長 農政総務課長 水産林政総務課長 土木総務課長 出納局会計課長 企業局公営事業課長 教育庁総務課長 警察本部生活安全部少年課長

次世代育成支援対策地域協議会条例

平成十七年十月六日
宮城県条例第百五十三号

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策をいう。以下同じ。）の推進に関する重要事項を審議するため、宮城県次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 次世代育成支援対策の推進に関係する団体の役員又は職員
- 三 次世代育成支援対策に関心を有する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に對し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 協議会に、部会の所掌に属させられた事項の審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員等のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(秘密の保持)

第七条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和三十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(この条例の失効)
- 3 この条例は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

宮城県次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

※ 敬称略・五十音順
(令和5年2月現在)

No.	委員名	選任区分	役職名等
1	足立 智昭	学識経験者	宮城学院女子大学教授
2	阿部 祥大	関係団体役員	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
3	泉 洋子	関係団体役員	宮城県保健師連絡協議会会員
4	一條 美奈	関係団体役員	宮城県小学校長会会員
5	大友 浩	一般公募	
6	鹿野 明美	関係団体役員	宮城県民生委員児童委員協議会理事
7	西城 あや	一般公募	
8	齋藤 勇介	関係団体役員	宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会会長
9	佐々木 貴子	関係団体役員	宮城県中学校長会会員
10	佐藤 憲康	関係団体役員	仙台商工会議所総務管理部部長
11	関 澄子	関係団体役員	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会会員
12	高野 幸子	関係団体役員	一般社団法人宮城県保育協議会顧問
13	竹下 小百合	関係団体役員	NPO法人ファザーリング・ジャパン東北代表理事
14	津田 まりえ	関係行政機関	石巻市福祉部子育て支援課課長
15	本凶 愛実	学識経験者	宮城教育大学教授

(3) 宮城県子ども・子育て会議

子ども・子育て会議条例

平成二十五年七月十六日
宮城県条例第五十四号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第四項の規定に基づき、宮城県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第二条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、子ども（法第六条第一項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第二項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 子ども・子育て会議に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

宮城県子ども・子育て会議委員名簿

※ 敬称略・五十音順

(令和5年2月現在)

No.	委員名	選任区分	役職名等
1	足立 智昭	学識経験者	宮城学院女子大学教授
2	阿部 祥大	関係団体役員	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
3	泉 洋子	関係団体役員	宮城県保健師連絡協議会会員
4	一條 美奈	関係団体役員	宮城県小学校長会会員
5	大橋 雄介	関係団体役員	特定非営利活動法人アスイク代表理事
6	鹿野 明美	関係団体役員	宮城県民生委員児童委員協議会理事
7	齋藤 勇介	関係団体役員	宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会会長
8	佐々木 貴子	関係団体役員	宮城県中学校長会会員
9	佐々木 とし子	関係団体役員	宮城県地域活動(母親クラブ)連絡協議会会長
10	佐藤 作智栄	一般公募	
11	佐藤 憲康	関係団体役員	仙台商工会議所総務管理部部長
12	塩野 悦子	関係団体役員	一般社団法人宮城県助産師会代表理事
13	関 澄子	関係団体役員	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会会員
14	高野 幸子	関係団体役員	一般社団法人宮城県保育協議会顧問
15	竹下 小百合	関係団体役員	NPO法人ファザーリング・ジャパン東北代表理事
16	津田 まりえ	関係行政機関	石巻市福祉部子育て支援課課長
17	本岡 愛実	学識経験者	宮城教育大学教授

